

運営規程

デイサービスセンター霧島

指定通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(通所型サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社アメックスエステートが設置するデイサービスセンター霧島(以下センターという。)が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(通所型サービス)(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護及び要支援状態等にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスセンター霧島

(2) 所在地 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山3272番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行

うとともに、指定通所介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、通所介護計画書作成を行う。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、指定通所介護等の提供にあたり、利用者の健康管理、相談助言等にあたる。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は指定通所介護等の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、指定通所介護等の提供にあたり、利用者の機能訓練にあたる。

(6) 事務員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月1日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護等の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 35名とする。

(指定通所介護等の内容)

第8条 指定通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) アクティビティ（介護予防） など

(利用料等)

第9条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当核指定通所介護等の法廷代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上

の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の実地地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに15円を徴収する。
 - 二 食事の提供に要する費用460円を徴収する。
 - 三 レクリエーション費用として500円／月を徴収する。
 - 四 おむつ代については、実費を徴収する。
 - 五 その他、指定通所介護等において提供する便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。
- 3 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、小林市・高原町・えびの市・都城市とする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症又は食中毒の発生又はそのまん延防止をするために、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - （1） 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3） 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、指定通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(ハラスメントに関する事項)

第13条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組むこととする。

2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

(1) 職員に対する身体的暴力。(叩く、殴る、物を投げる、服を引っ張る等の身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

(2) 職員に対する精神的暴力。(怒鳴る、奇声を上げる、物に当たる等、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする威圧的行為)

(3) 職員に対するセクシャルハラスメント。(身体を触る、手を握る、卑猥な言葉をかける等、意に沿わない性的言動、誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する。

4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めることとする。

5 ハラスメントと判断された場合は行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅事業所・主治医等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第17条 指定通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護等に関し、介護保険法第23条の規定により県市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び県市町村が行う調査に協力するとともに、県市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について

て従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 事業所は、指定通所介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アメックスエースと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定通所介護を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。